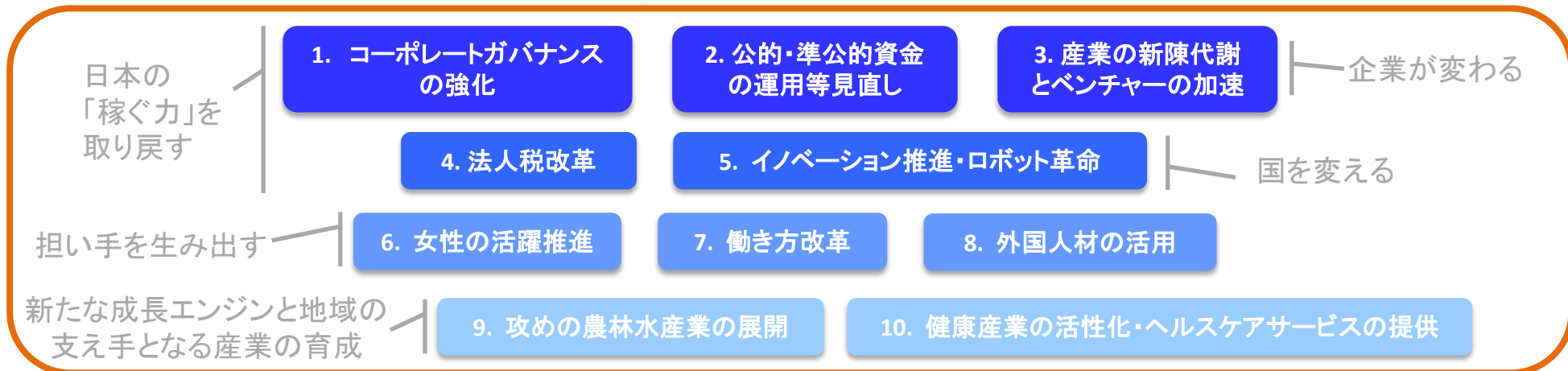


「日本再興戦略」の改訂 ～改革に向けての10の挑戦～

日本再興戦略改訂の基本的な考え方

- アベノミクス「3本の矢」で日本経済はあらゆる面で上昇局面へ
(例)・実質GDPは6四半期連続プラス成長
・労働市場は活況で、賃金も過去10年で最高水準の伸び
・企業行動も徐々に変化(社外取締役の導入や思い切った事業再編・設備投資等)
- 日本経済を持続的な経済成長軌道に乗せるためには、成長戦略の進化による更なる構造改革が必要不可欠
- 「日本再興戦略」の改訂版では、施策の進捗状況等を検証するとともに、残された10の重要な課題にフォーカスして改革の方向性を提示

改革の10の焦点



成長の果実を全国津々浦々に波及

地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

地域の経済構造改革

1. コーポレートガバナンスの強化等

- コーポレートガバナンスの強化や金融機関等による経営改善・体質強化支援を通じて、企業の中長期的な収益性・生産性を高め、持続的に企業価値を向上させる。

＜これまでの主な取組＞

- ・産業競争力強化法制定（企業単位で規制緩和を認める制度の創設等）【2014年1月法律施行】
 - 関連する制度として、租税特別措置法により事業再編を促進する税制を創設【2014年4月法律施行】
- ・日本版スチュワードシップ・コードの策定【2014年2月策定】
- ・会社法の改正（社外取締役の導入促進（社外取締役がない場合には、置くことが相当でない理由の報告義務）等）【2014年6月法律改正】

＜新たに講じる施策＞

○「コーポレートガバナンス・コード」の策定

- 東京証券取引所が上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」※を策定することを支援【2015年半ば（株主総会シーズン）までに策定】

※コーポレートガバナンス（企業が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うための仕組み）に関する基本的な考え方を諸原則の形でまとめたもの。

東証の上場規則により、原則を実施するか、実施しない場合にはその理由の説明を求める。

○金融機関等による企業に対する経営支援・事業再生の促進

- 融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組や事業性を重視した融資を金融庁の監督方針等により促す。
- 企業再生に関する法制度や実務運用の在り方の見直し

2. 公的・準公的資金の運用等の見直し

○公的・準公的資金の運用等について、有識者会議の提言等を踏まえ、改革を着実に実施

<これまでの主な取組>

- ・公的・準公的資金の運用等について有識者会議の提言を取りまとめ【2013年11月】
- ・当該提言等を踏まえた運用等の見直しが着実に進展

(例:年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF))

- 日本政策投資銀行及びカナダの年金基金と共同でのインフラ投資開始を決定【2014年2月】
- パッシブ運用における新たな株式インデックス(JPX日経インデックス400等)の採用【2014年4月】
- 日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明【2014年5月】

<新たに講じる施策>

OGPIFの資産構成割合(基本ポートフォリオ)の見直し

- 財政検証結果(2014年6月)を踏まえ、長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施。

OGPIFのガバナンス体制の強化

- 基本ポートフォリオの見直しとあわせ、運用委員会への複数の常勤委員の配置や高度で専門的人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど、必要な施策の取組を加速

3. ベンチャー・創業の加速化

○「ベンチャー創造の好循環」を形成し、世界で勝てるベンチャーを創出する。

＜これまでの主な取組＞

- ・産業競争力強化法制定 【2014年1月法律施行】
 - 関連する制度として、租税特別措置法による民間企業等によるベンチャー投資を促す税制を創設【2014年4月法律施行】
- ・金融商品取引法の改正（投資型クラウドファンディングの利用促進等）【2014年5月法律改正】
- ・エンジェル税制の運用改善（申請様式の改正による手続き負担の軽減）【2013年9月改善】

＜新たに講じる施策＞

○「ベンチャー創造協議会（仮称）」の創設

- ベンチャー企業と大企業のマッチングを促すため、「ベンチャー創造協議会（仮称）」を創設【2014年秋目途に創設】

○政府調達におけるベンチャー企業の参入促進等の支援

- 官公需法を見直し、創業間もない中小ベンチャー企業の政府調達への参入促進【本年度中を目途に諸制度を整備】
- 創業に伴う生活の不安定化の懸念の解消（求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱の明確化）【速やかに実施】

4. 成長志向型の法人税改革

○日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

<これまでの主な取組>

- ・復興特別法人税の課税期間を1年前倒して終了【2014年4月から法人税率を2.4%引き下げ】
- ・生産性向上設備投資促進税制の創設【2014年1月から適用】※5月末時点で、約1万件の投資実績

<新たに講じる施策>

○成長志向型の法人税改革

- 数年で法人実効税率を20パーセント台まで引き下げることを目指す。
- 引下げは、2015年度から開始。
- アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度のPB黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保。【年末に向けて議論を進め、具体案を得る】
- 実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じたPBの黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

5. 科学技術イノベーションの推進とロボット革命

○科学技術イノベーションを推進し、革新的な技術シーズをビジネスに結びつける仕組みを構築する。

<これまでの主な取組>

- ・総合科学技術会議の司令塔機能強化(内閣府設置法の改正)【2014年5月法律施行】
- ・府省横断型(SIP)、ハイリスク・ハイインパクト(ImPACT)の研究開発プログラムを創設【2013年度補正・2014年度予算に計上】

<新たに講じる施策>

○「橋渡し」機能強化等の研究開発法人の改革

- 産学官の人材を結集させ、革新的な技術シーズを事業化に結びつける取組(いわゆる「橋渡し」機能)を産業技術総合研究所及びNEDOにおいて先行的に実施し、他の研究機関に対して横展開【来年度から先行的に開始】

○「クロスアポイントメント制度」を活用した知の融合

- 人材の流動性を高め、大学、研究開発法人等の中で研究者を兼務できるようにする「クロスアポイントメント制度」を活用するための環境を整備(医療保険・年金や退職金等の扱い、営業秘密や知的財産の管理等)【本年度中に環境整備】

○職務発明制度・営業秘密保護の強化

- 企業のメリットと発明者のインセンティブが両立するよう、職務発明制度を改善(法人帰属化等)【次期通常国会までに関連法案提出】
- 官と民が連携し、実効性の高い営業秘密漏えい防止対策を検討(被害の立証負担の軽減等)【今後具体化を図り、次期通常国会に関連法案提出】

○ロボットによる産業革命の実現

- 「ロボット革命実現会議」を立ち上げ、「5か年計画」を策定【2014年末までに策定予定】
ロボット市場規模の目標を設定:(製造分野での活用)2倍、(サービスなど非製造分野での活用):20倍

6. 女性の活躍推進

○子育て中の女性が働ける環境整備

<これまでの主な取組>

・2015年度までに約20万人分、2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を新たに確保。

【2013年6月に「待機児童解消加速化プラン」を策定】

<新たに講じる施策>

- 「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、文科・厚労両省共同で、学校の余裕教室等を徹底活用し、1万ヵ所以上の場所で、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施。2019年度末までに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿を拡大 【「放課後子ども総合プラン」を2014年年央に両省で共同策定】
- 必要な保育士を確保するため、数値目標と期限を設定した「保育士確保プラン」を策定
(処遇改善・資格取得費用支援、潜在保育士(60万人以上)の復帰支援等) 【2014年内に策定】
- 育児経験豊富な主婦等を「子育て支援員(仮称)」として認定する、全国で通用する仕組みを導入
(小規模保育の保育従事者や放課後児童クラブの補助員等として活躍。全国共通の課程による研修を実施。)
【子ども・子育て支援新制度の施行に併せて創設】

○女性の登用を促進するための環境整備

<これまでの主な取組>

・女性の活躍『見える化』サイトの開設(上場企業の3割をカバー)

<新たに講じる施策>

- 有価証券報告書における役員の女性比率の記載を義務付け 【2014年度内に実施】
- コーポレート・ガバナンスに関する報告書に、役員、管理職への女性登用状況や登用促進に向けた取組を記載するよう各金融商品取引所に要請 【2014年度内に実施】
- 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築【2014年度中に結論を得て、国会提出】

○女性の働き方に中立的な税・社会保障制度等への見直し

<新たに講じる施策>

- 経済財政諮問会議で、いわゆる「103万円・130万円の壁」を含め、税、社会保障、配偶者手当等について2014年末までに総合的に検討。

7. 柔軟で多様な働き方の実現①

- 職務等を限定した働き方や、時間でなく成果で評価される創造的な働き方を導入。
- さらに、透明で、グローバルにも通用する紛争解決システムを構築。

<これまでの主な取組>

- ・雇用調整助成金から労働移動支援助成金にシフト【2014年度予算301億円、2015年度には予算規模を逆転】
- ・ハローワークの求人・求職情報を開放【それぞれ2014年9月／2015年度中】

<新たに講じる施策>

○働き方改革のための労働時間制度の見直し

①働き過ぎ防止のための取組強化

- 長時間労働が是正されるよう、労働基準監督署による監督指導を徹底

②フレックスタイム制の見直し

- 育児・介護等の事情がある労働者のため、早く仕事を終えても、年次有給休暇を活用し、報酬を減らすことなく働くことができる仕組み等の検討。

現 状	見直し後
労働時間の長短のメリハリがつけられる期間(清算期間)の上限が1ヵ月	一層の弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長

③裁量労働制の新たな枠組み

- 企業の中核部門等で裁量的に働く労働者の創造性発揮のために、対象範囲、手続を見直すほか、真に裁量を持って働けるよう見直し

現 状	見直し後
対象範囲が限定的(企画、立案、調査及び分析業務に専ら従事する者)、手続も煩雑	対象範囲見直し(企業の中核部門・研究開発部門等で働く者)、手続の緩和等

④時間ではなく成果で評価される新たな労働時間制度の創設

- 一定の年収要件(例えば、少なくとも1000万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者が対象。労働時間の長さと言金とのリンクを切り離れた新たな労働時間制度を創設。
【労政審で検討し、次期通常国会を目途に法案を提出】

7. 柔軟で多様な働き方の実現②

○職務等を限定した多様な正社員の普及・拡大

- 労働契約の締結・変更時の労働条件の明示、正社員との相互転換、均衡処遇について、労働契約法の解釈を周知【2014年内に実施】
(例):なるべく書面で、職務等の限定の有無などについて明示することが望ましい 等
- 「雇用管理上の留意点(導入モデル)」を公表【2014年7月】

○予見可能性の高い紛争解決システムの構築

- 主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの実態に応じて整備されていることを踏まえ、国内外の関係制度・運用に関する調査研究を行う(本年度中)。
- その結果を踏まえ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する労働紛争解決システム等の在り方について、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、幅広く検討を進める。
【2015年中に幅広く検討】

8. 外国人が日本で活躍できる社会へ

- 高度外国人材が日本で活躍できる環境を整備するとともに、外国人技能実習制度を抜本的に見直す。
- 移民政策と誤解されないよう配慮し、国民的コンセンサスを形成しつつ、総合的に検討。

<これまでの主な取組>

- ・高度人材ポイント制の拡充(認定要件緩和、永住に必要な在留歴の短縮等)【2013年12月告示改正、2014年6月法律改正】
- ・技能実習修了者が2年間(又は3年間)建設業務に従事可能にする緊急措置(2020年度まで)を決定【2015年度開始予定】
※造船分野についても、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講じる予定

<新たに講じる施策>

○外国人技能実習制度※の見直し

※我が国の技術等を開発途上国へ移転することを目的に、外国から実習生を受け入れる制度。

- 管理監督体制の抜本的強化:監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、公的管理機関の新設等【2015年度内移行】
- 対象職種 of 拡大:随時追加
- 実習期間の延長(最大3年→5年)【2015年度内施行】
- 受入れ人数枠の拡大【2015年度内施行】

○重要分野の新たな就労制度創設

➤ 製造業

海外子会社等の外国人従業員の日本への受入れ

※技術等の取得のためのグループ内の短期転勤等、一定の要件を満たす場合に限定
【2014年度内に具体的な制度設計】

➤ 介護

①留学を通じて介護福祉士等の国家資格を取得した外国人の就労を可能に

【2014年内に具体的な制度設計】

②技能実習制度の対象職種としての追加も検討【2014年内に結論】

➤ 家事支援

国家戦略特区において、家事支援人材の受入れを可能に

※家事支援サービス提供企業が雇用、地方自治体が管理
【速やかに所要の措置】

9. 攻めの農林水産業の展開

- 農林水産業を成長産業化して、農業・農村の所得倍増を目指す。
- 企業の活力やノウハウを活用するとともに、企業の農業など関連産業への参入を活性化させる。

<これまでの主な取組>

- ・農地集積を担う農地中間管理機構の整備等【2014年6月1日現在、43道府県で指定済】
- ・生産調整の見直し等の農政改革を決定【2013年11月】
- ・農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)等による6次産業化を推進【2014年5月末までに23件出資決定】

<新たに講じる施策>

○農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

- 経営マインドを持つ意欲のある農業の担い手が企業の知見も活用して、力強い農業活動を展開し、活躍できる環境を整備していく観点から、一体的改革を実施【次期通常国会に法案提出】

農業委員会	農業生産法人	農業協同組合
<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員の選出方法の見直し(選挙制→市町村長の選任制) ・農地利用最適化推進委員(仮称)の新設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の農作業従事要件の緩和(役員の1/4程度→役員等の1名以上) ・議決権要件の緩和(農業者以外の者:原則1/4以下→1/2未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農協の自立・活性化(理事への担い手の登用) ・全農・経済連は単協出資の株式会社に転換することを可能とする ・中央会制度は自律的な新たな制度に移行 等

○酪農の流通チャネル多様化

- 酪農家の創意工夫を活かすため、指定団体への販売と同時に、酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにする等の制度改革を実施【2015年度から実施】

○国内外とのバリューチェーンの連結(6次産業化、輸出の促進)

- 6次産業化を加速化するため、A-FIVEの農林漁業者の出資割合等について法改正を含め総合的に検討【2015年12月を目途に検討】
- 牛肉、茶、水産物等の分野について品目別輸出団体を整備【2015年度から順次整備】

10. 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

○効率的で質の高いサービス提供体制の確立、保険給付対象範囲の整理等により、社会保障制度の持続可能性の確保と、健康産業の活性化を図る。

<これまでの主な取組>

- ・健康産業に関するグレーゾーン解消を推進（例：民間事業者による生活習慣病予防のための運動指導等）
- ・一般用医薬品のインターネット販売を実現（劇薬5品目を除く）【2014年6月法施行】
- ・医療分野の研究開発の司令塔創設（健康・医療戦略推進本部、日本医療研究開発機構）【2014年5月法律成立】

<新たに講じる施策>

○非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

- 複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的に経営することを可能に【2015年中の措置を目指す】
- 当該新法人制度を活用した他病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、必要な制度設計について検討【2014年度中に結論を得て、2015年度中の措置を目指す】

○個人に対する健康・予防インセンティブの付与

- 医療保険制度において、個人へのヘルスケアポイントの付与や現金給付が可能であることを明確化【2015年度中の措置を目指す】
- 個人の健康・予防の取組に応じて財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けることを検討【2015年度中の措置を目指す】

○保険外併用療養費制度の大幅拡大

患者申出療養（仮称）【新設】		・患者の治療の選択肢を拡大するべく、患者の申出による新たな保険外併用の仕組みを創設【次期通常国会に関連法案を提出】
評価療養	先進医療	・評価を迅速化・効率化（先進医療ハイウェイ構想を再生医療、医療機器にも拡充） ・費用対効果分析【2016年度目途に試行的導入】を活用し、費用対効果が低いとされた技術も継続的に保険外併用が利用可能となる仕組み等を検討
	治験	・治験の参加基準を満たさない患者に対する治験薬をより利用しやすくする（日本版コンパッションネートユース）【2015年度から開始】
選定療養（アメニティ（差額ベッド等））		・対象の拡充を含めた不断の見直しを行う仕組みを構築

地域活性化と地域経済構造改革

地域活性化関連施策をワンパッケージで 実現する伴走支援プラットフォームの構築

<これまでの主な取組>

- ・2014年1月に、各省縦割を排し、公募で選ばれた優れた改革プロジェクトに取り組む自治体に、関係省庁一体となって各種施策を集中適用する「地域活性化プラットフォーム」を構築【2014年5月に33件の具体的な改革モデルを選定】

<新たに講じる施策>

- 地域再生法を改正して、関係府省の地域活性化関連の計画、施策をワンストップ化
【次期通常国会へ法案提出】

新たな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらしPPP/PFIの活用促進

<これまでの主な取組>

- ・国管理空港等へのコンセッション導入【2013年7月法律施行】
- ・PFI推進機構の設立【2013年10月設立】
- ・都市と高速道路の一体的な再生が可能に【2014年5月法律改正】
- ・集中強化期間(今後3年間)における取組方針を策定【2014年6月PFI推進会議決定】

<新たに講じる施策>

- コンセッション方式のPFI事業の目標達成時期を前倒し(2022→2016年度)、今後3年間の数値目標を設定
 - 事業規模目標: 2~3兆円
 - 重点分野: 空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件

ふるさと名物応援

<これまでの主な取組>

- ・地域団体商標[※]の登録主体を拡充(商標法改正)
【2014年4月法律成立】

[※]商標の登録要件を緩和し、「地域名+商品名」等からなる商標の登録をより容易なものとする制度

<新たに講じる施策>

- 中小企業地域資源活用促進法を改正し、消費者の購買意欲を喚起しつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販促開拓やツーリズムを推進する事業者を支援。
- 「地域おこし協力隊」等、地域資源のブランド化を推進できる人材の発掘、派遣、育成。

総合的な政策推進の司令塔設置

<新たに講じる施策>

- 人口急減・超高齢化の克服、活力ある地域経済構造の実現に向けて、長期的な観点から地域経済構造の総合的なビジョンを示す必要。
- これを踏まえ、
 - ・都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化による地域の活力維持、東京への一極集中傾向抑制
 - ・少子化と人口減少の克服等を目指した総合的な政策の推進の司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備

參考資料

目次

〔「2. 公的・準公的資金の運用等の見直し」関係〕

・公的年金資金の運用の見直し(これまでの取組)・・・1

〔「3. ベンチャー・創業の加速化」関係〕

・改訂成長戦略における主要ベンチャー施策・・・・・・2

〔「5. 科学技術イノベーションの推進とロボット革命」関係〕

・我が国のイノベーション・ナショナルシステムの
改革戦略・・・・・・3

・ロボットによる新たな産業革命の実現・・・・・・4

〔「6. 女性の活躍推進」関係〕

・一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の
イメージ・・・・・・5

・「子育て支援員(仮称)」の創設について・・・・・・6

・働き方に中立的な税制・社会保障制度・
配偶者手当について・・・・・・7

〔「9. 攻めの農林水産業への転換」関係〕

・農業改革について・・・・・・8

・農地を所有できる法人(農業生産法人)の
要件の見直し・・・・・・10

・生乳取引の多様化による酪農の成長産業化・・・・・・11

・A-FIVE(ファンド)の活用の推進・・・・・・12

・食文化・食産業のグローバル展開に向けた輸出
の促進・・・・・・13

〔「10. 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供」関係〕

・非営利ホールディングカンパニー型法人制度
(仮称)の創設・・・・・・14

・個人に対する健康・予防インセンティブの付与・・・・・・15

・保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大・・・・16

〔「地域活性化と地域経済構造改革」関係〕

・伴走支援プラットフォームの構築・・・・・・17

・PPP/PFIの活用促進・・・・・・18

公的年金資金の運用の見直し（これまでの取組）

- 約130兆円の公的年金資金の運用については、財政検証を踏まえた基本ポートフォリオ見直しに向けた検討に加え、新たなベンチマークの追加や投資対象の多様化を推進。
- 国内株式のパッシブ運用に、従来の「TOPIX」に加え、「JPX日経インデックス400」等の3つの指数を新たに採用。また、投資対象として、J-REITを追加。
- 日本政策投資銀行(DBJ)とともに、カナダの年金基金(OMERS)と共同でインフラ投資の開始を決定。
- 日本版スチュワードシップ・コード(幅広い機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則)を受入れ。

運用の見直しに向けたGPIFの取組

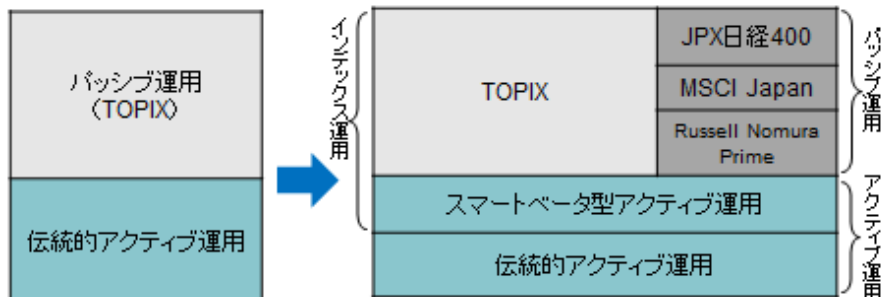
○基本ポートフォリオの見直し

- 年金制度の財政検証を踏まえて、基本ポートフォリオを見直す予定
- 乖離許容幅枠内での柔軟な運用
- 国内債券のウェイトは、2013年12月末時点で、既に53.4%まで縮小(右表)

	基本ポートフォリオ	2012年12月末	2013年12月末
国内債券	60% (±8%)	59.7%	53.4%
国内株式	12% (±6%)	12.8%	16.7%
外国債券	11% (±5%)	9.7%	10.3%
外国株式	12% (±5%)	12.8%	14.7%

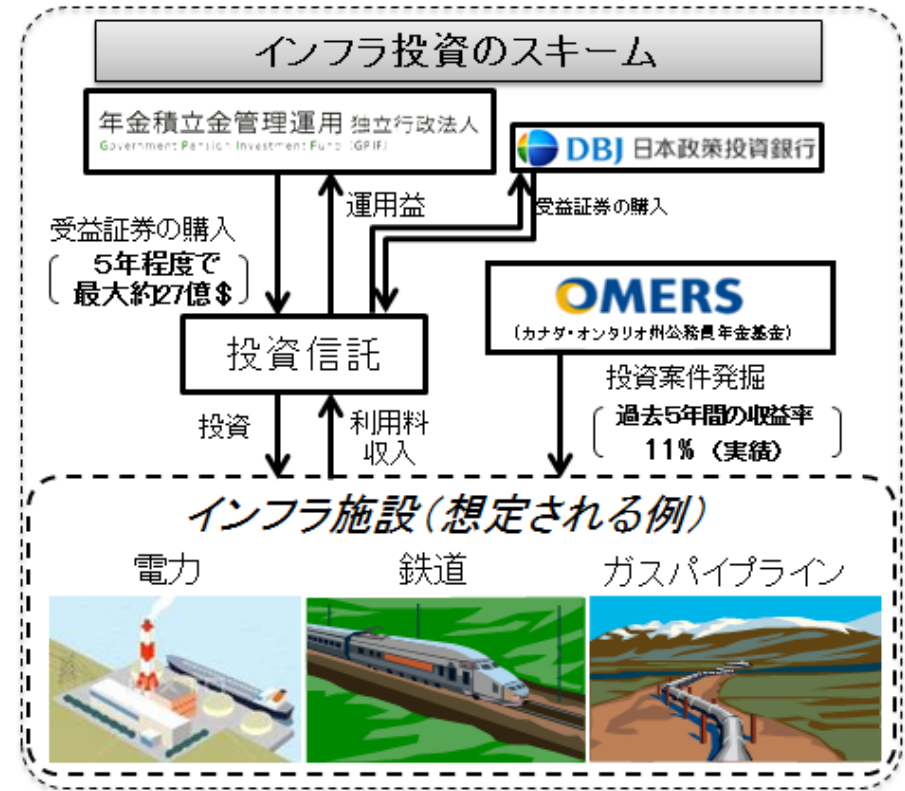
○ベンチマーク関係

- 国内株式のパッシブ運用について、従来のTOPIXに加え、「JPX日経インデックス400」等の3つの指数を新たに採用



○新たな運用対象の追加

- DBJ・OMERSとの共同投資協定に基づくインフラ投資(下図)
- 物価連動国債の購入(2014年4月以降)
- J-REITを投資対象に追加



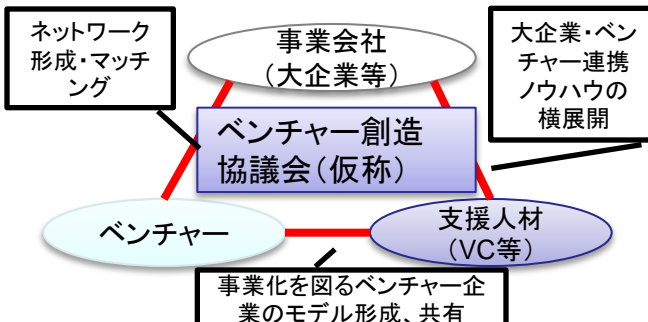
改訂版成長戦略における主要ベンチャー施策

- ベンチャーとは、既存企業の事業革新も含めた企業としての新しい取組への挑戦。ビジネスイノベーションの創造者としての役割が期待される。
- ベンチャー支援については、より効果的で、従来の取組にない施策を実行することが必要。
- 「ベンチャー創造の好循環」を形成し、世界で勝てるベンチャーを創出していく。

1. 「ベンチャー創造協議会(仮称)」等による大企業の巻き込み

①ベンチャー創造協議会(仮称)創設

- ✓ ベンチャー企業と大企業との連携や大企業発ベンチャーの創出を目指すプラットフォームとして、ベンチャー支援に協力的な大企業等により創設
- ✓ ベンチャー企業と大企業のマッチングを実施
- ✓ 大企業に眠る起業希望者の受皿として機能することも視野



2. 政府調達での参入の促進等支援環境の整備

①創業間もない企業の政府調達への参入促進

- ✓ 官公需法を見直し、創業間もない企業の政府調達への参入を促進し、経営の支援や信用力の向上を行う。

※現状、官公需法に基づく「契約の方針」において、新規開業者に対する参入への配慮を記載。

②創業に伴う生活の不安定化の懸念の解消

- ✓ 求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化
- ✓ 従業員として勤務したまま創業を可能とする兼業・副業・創業休業を促進

3. 国民意識の改革と起業家教育

①初等中等教育段階からの起業家教育

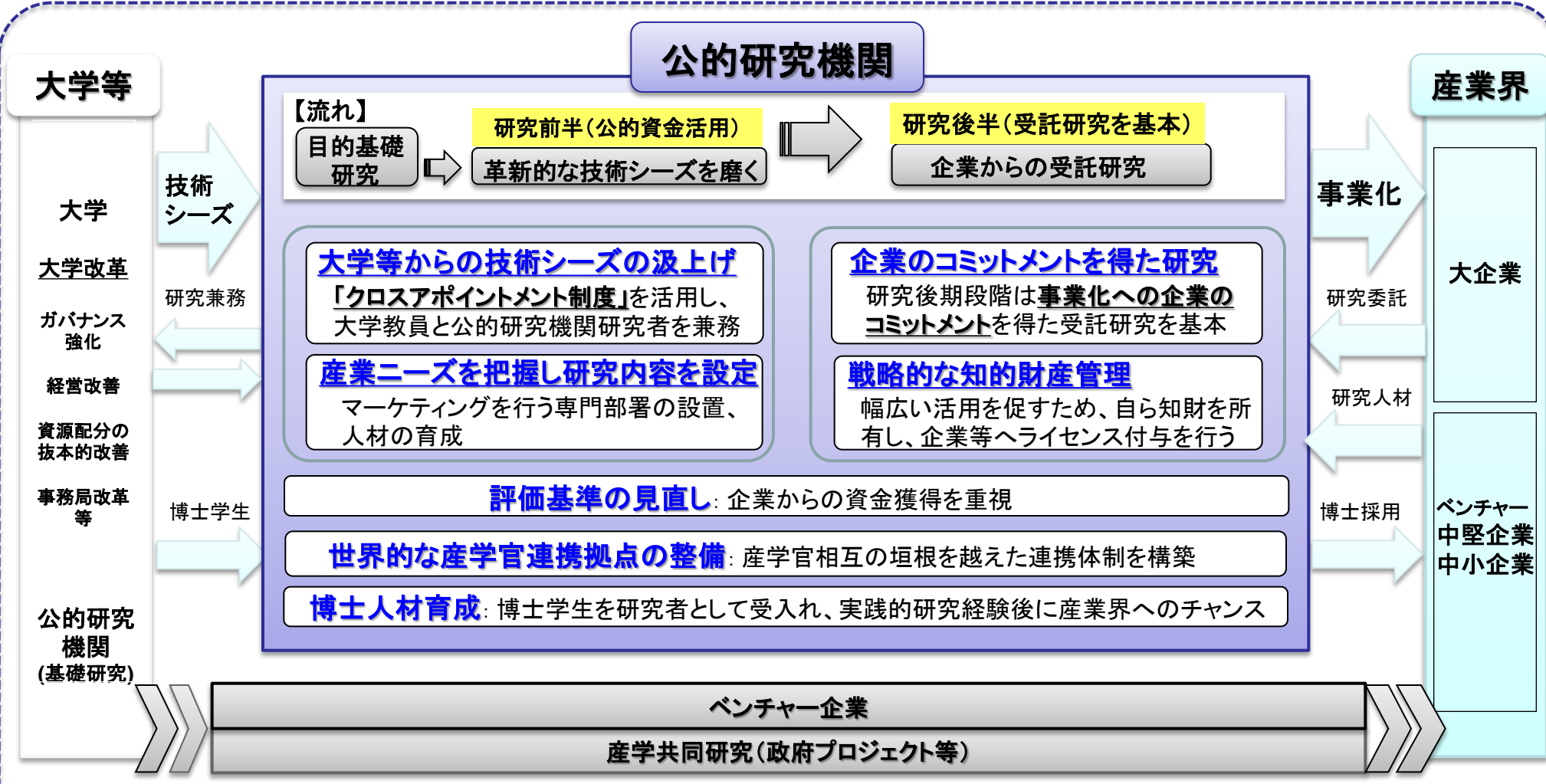
- ✓ 起業家教育に関する指導事例の作成・普及
- ✓ 企業と地元高校が連携したグローバル・リーダー人材育成拠点の形成
- ✓ 専門高校での分野の垣根を越えたカリキュラム編成による起業家育成プログラムの実施

②ベンチャー表彰制度の創設

- ✓ 社会全体でベンチャーを称揚するため、内閣総理大臣賞を創設

我が国のイノベーション・ナショナルシステムの改革戦略

1. 橋渡し機能の強化 革新的な技術シーズを磨き上げ、事業化へと繋ぐ機能の強化
2. 技術シーズ創出力を強化 効果的な資金配分、公的研究機関・大学の改革による一体的連携
3. 人材育成・流動化 産学官間での人材の相互活用、プロジェクト・マネジャー(PM)人材の育成



ファンディング機関

- ベンチャーや中小・中堅企業への支援強化
- プロジェクト・マネジメント力の強化、プロジェクト・マネージャー(PM)人材の育成

ロボットによる新たな産業革命の実現

目標

➤ ロボット国内生産市場開拓

2020年の市場規模を、製造分野で2倍（6000億円から1.2兆円）、サービスなどの非製造分野で20倍（600億円から1.2兆円）

➤ 製造業の労働生産性向上

製造業の労働生産性（製造業の総生産額を総労働時間で割った値）の年間成長率を、足下の1%から2020年までに2%以上へ向上。

ロボットによる人手不足の解消、過重な労働からの解放

①医療・介護現場



抱え上げる際の腰への負担を軽減するロボット



ベッドが車椅子に早変わりするロボット

②生産現場（特に中小企業）



食品を詰替えるなど、繰り返し単純作業を自動で行うロボット

③農業・建設など



農作業を自動で行うロボット



手を上げたままの農作業をサポートするロボット

アクションプラン

【～2014年12月】

①ロボット革命実現会議

- ユーザー、関連技術者（IT、センサ、システム統合）の幅広い叡智を結集。
- 本格普及に向けた「5カ年計画」を策定。

【2015～2019年】

②5カ年計画の実施

- ロボット導入のボトルネックとなる要素技術の開発。
- 日本主導のロボット国際安全規格改訂。
- ロボット導入の障害となる規制の緩和。
- サービス業や中小企業などの新分野へ本格普及。
- ロボットシステムを統合・最適化する専門家の育成。

【2020年】

③ロボットオリンピック（仮称）

- 日本全体をショーケース化し、世界発信。

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- 小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- 特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- 共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、全ての児童と一緒に体験・活動
- 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、1人1人の児童の状況を共有の上、きめ細かく対応
- 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ



※ 一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものがある
 ※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

「子育て支援員（仮称）」（※）の創設について

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となる。
- このため、育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定する等、これらの分野で活躍することを目的とした制度を創設する。

「子育て支援員（仮称）」制度

- 「子育て支援員（仮称）研修」を国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施。
 - 様々な子育て支援分野に従事できるよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修課程を用意。
 - 主婦等が研修を受けやすくするための支援を検討。
- 研修修了者を「子育て支援員（仮称）」として研修の実施主体が認定。全国で通用。
 - 認定されると、小規模保育・家庭的保育・一時預かり・事業所内保育の保育従事者等として従事可能。

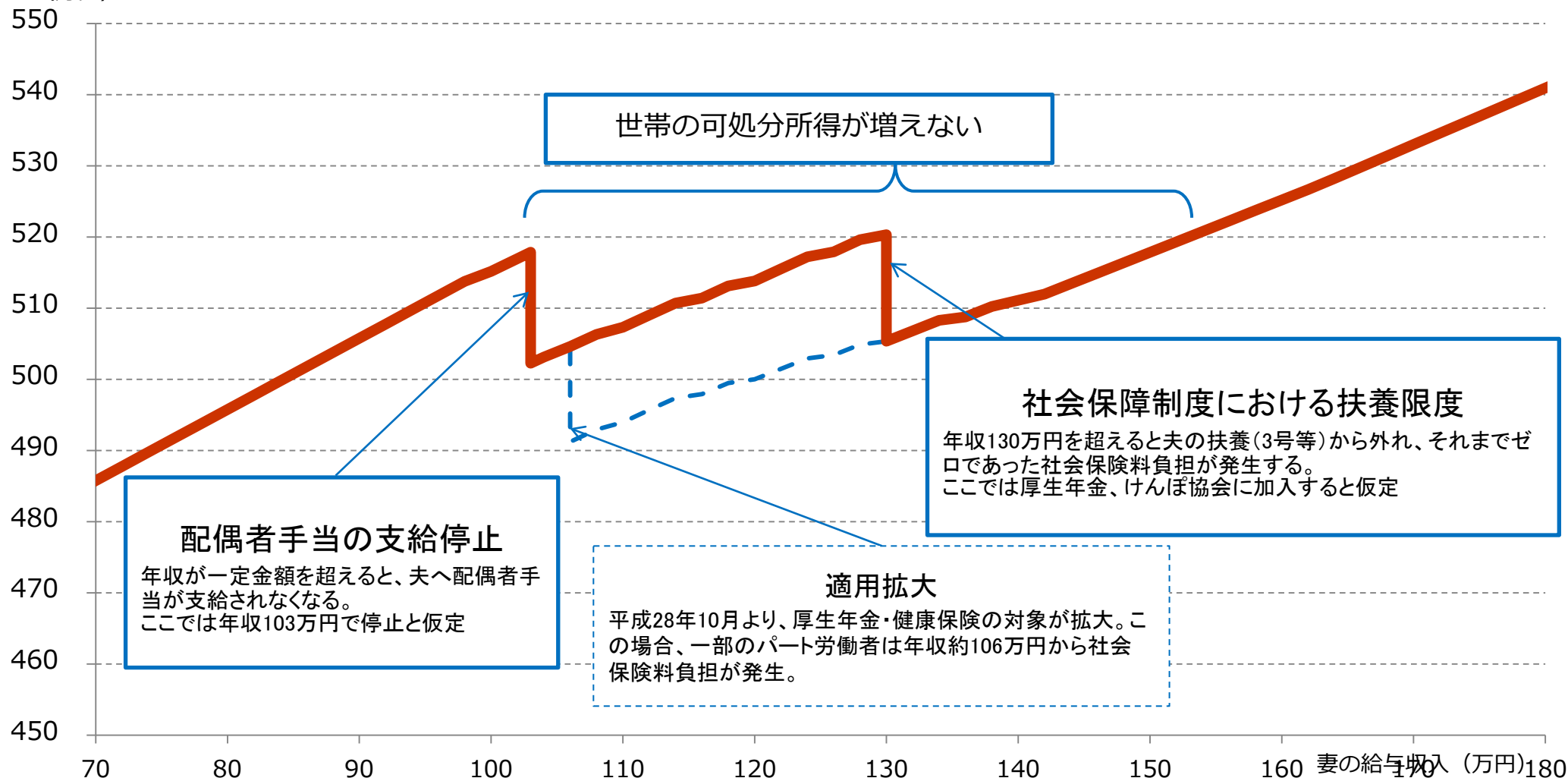


- 更に意欲のある方には、保育士、家庭的保育者（保育ママ）、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みを検討。
- 具体的には、「子育て支援員（仮称）」と認定された者について、
 - ・保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントする
 - ・保育ママ・放課後児童支援員として従事するために必要な研修の一部を免除する等を今後検討。

働き方に中立的な税制・社会保障制度・配偶者手当について

妻の給与所得に応じた可処分所得の変化（夫給与500万円の場合）

可処分所得
(万円)



※夫の基本給与が額面500万円（配偶者手当が支給される場合はこれに加えて月1.3万円、年15.6万円支給）の夫婦世帯において、妻の給与収入によって世帯としての可処分所得がどのように変化するかを示したもの。

※考慮している負担は、所得税、住民税、年金保険料及び健康保険料（介護分を除く）。雇用保険料は考慮していない。

※年金、健康保険料を支払う場合は、夫婦ともに厚生年金・健康保険（協会けんぽ（東京支部））に加入するものと仮定。社会保険料負担は、単純に年収額に被用者負担分の料率を乗じて算出。

農協改革について

今回の農協改革のねらい

- 農業の成長産業化に資するよう、農協制度を60年ぶりに抜本改革
- 単位農協が自立し、創意工夫を発揮して農業者の所得向上・農業の成長産業化に全力を挙げることを基本
- 単位農協を的確にサポートできるよう、連合会・中央会のあり方も見直す

中央会(全国中央会・県中央会)はどうするのか

- 中央会制度は、昭和29年に、経営危機に陥った農協組織を再建するために導入された特別な制度(中央会が農協を強力に指導)
- 農協数が当時の1万超から約700に減少するなど状況が大きく変化する中で、中央会については抜本的に見直し
- 単位農協の自立を前提に、中央会の今後のあり方を検討し、次期通常国会に法案を提出

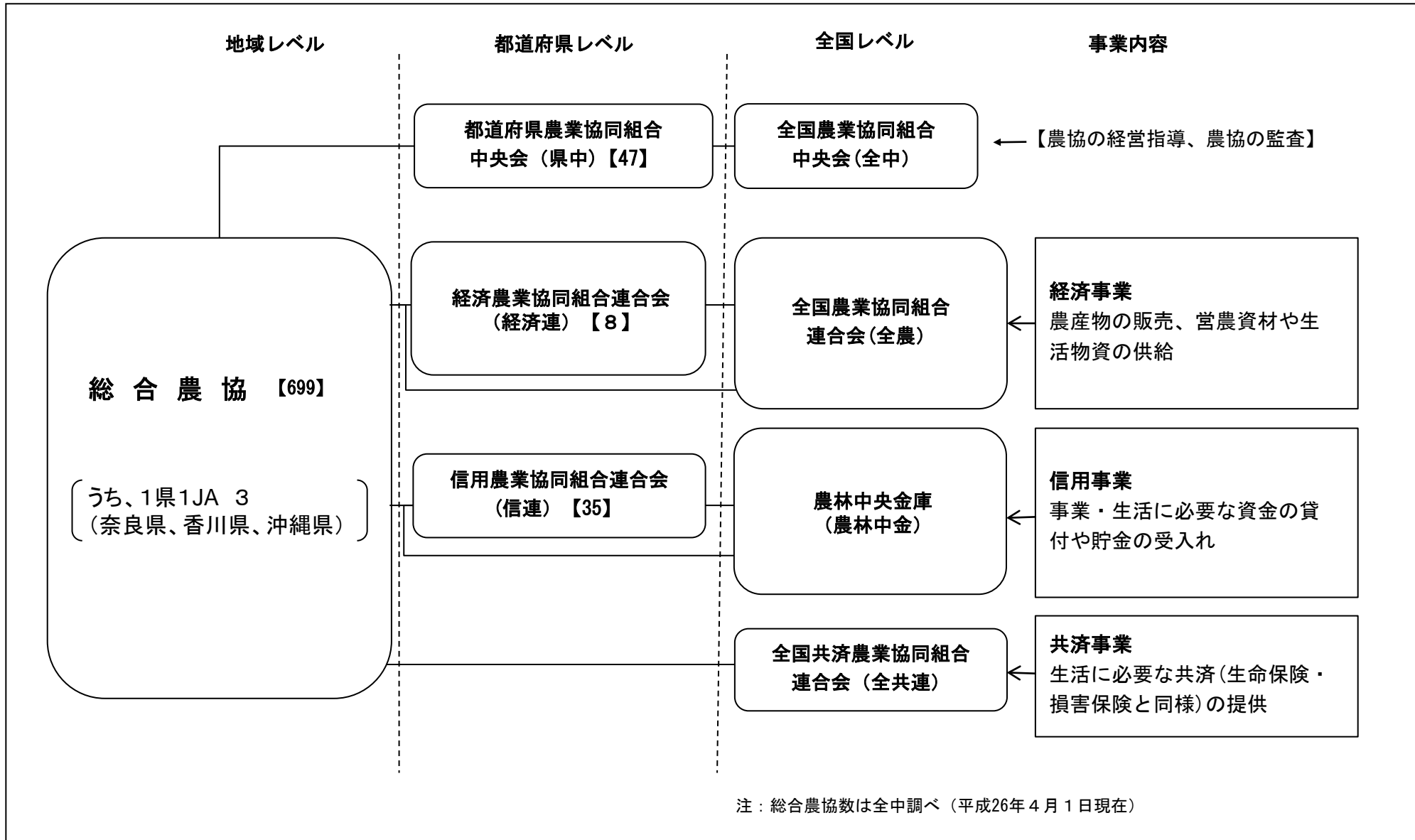
全農はどうするのか

- 農業者の所得向上を図っていくには、農産物販売等で単位農協をサポートする全農の役割は極めて重要
- 全農が農業の発展に向けて国の内外で企業とも連携して積極的に活動できるようにするために、株式会社に転換できるよう法整備

単位農協はどうするのか

- 役員の過半を担い手や販売のプロとし、単位農協が自立して、創意工夫で経営
- 農業の成長産業化に重点を置くため、金融事業の負担を軽減できるよう農林中金等がサポート
- 地域のインフラとしてのサービスについては、より円滑に提供できる組織形態を選択できるよう法整備

(参考) 農協の組織



農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件の見直し

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件について、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から見直しを行う

議決権要件

現行

農業関係者以外の者の総議決権が4分の1以下

6次産業化など経営発展を目指す場合、
資本増強の必要性が発生

見直し後

農業関係者以外の者の総議決権が2分の1未満

役員要件

現行

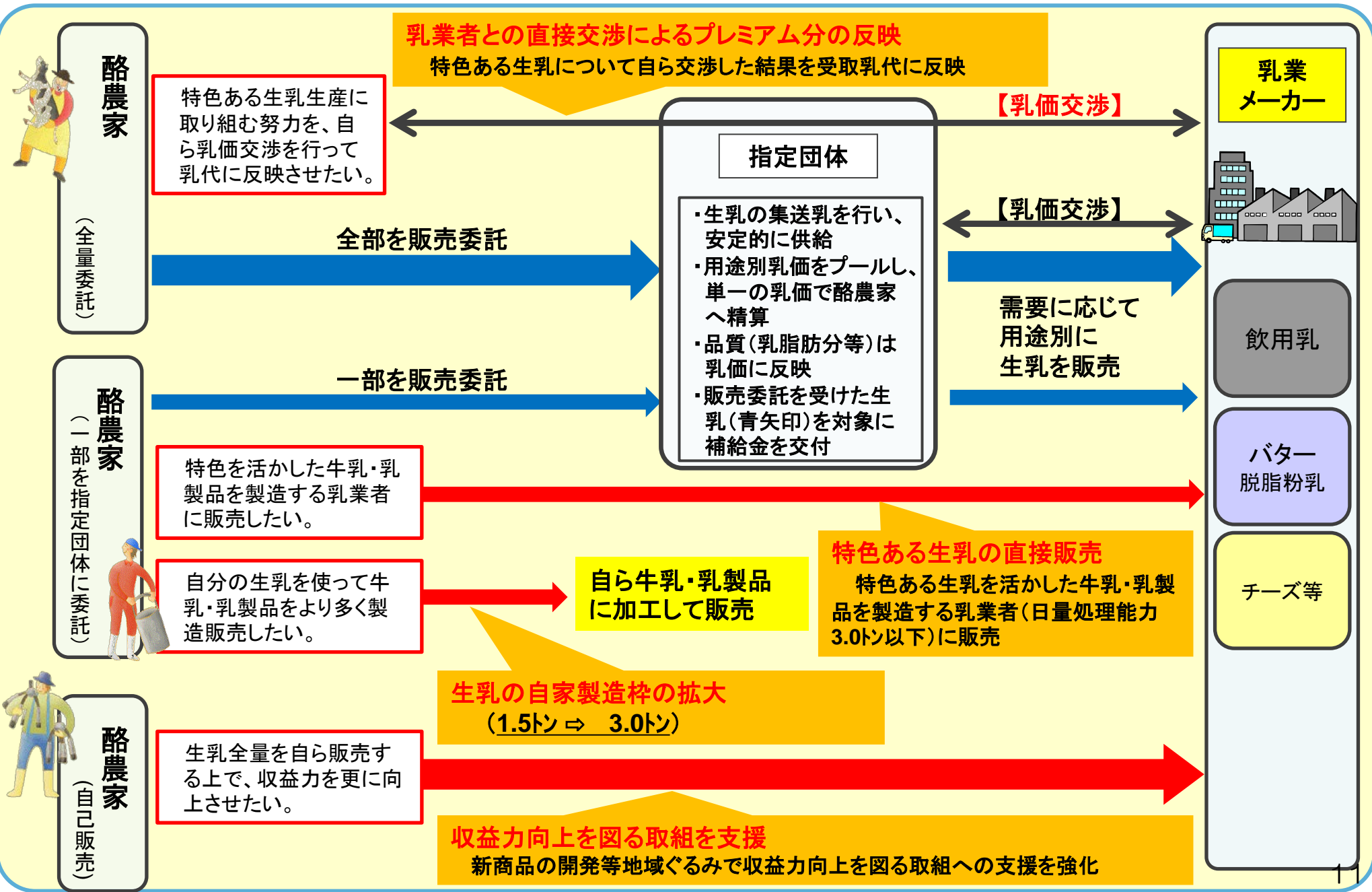
- ① 役員のうち、過半数が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること
- ② さらに、その過半数が農作業に従事

6次産業化により販売・加工等のウェイトを高めると、農作業に従事する役員シェアは下がらざるを得ない

見直し後

- ① 役員のうち、過半数が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること〔現行と同じ〕
- ② 役員等のうち、1人以上が農作業に従事

生乳取引の多様化による酪農の成長産業化



A-FIVE（ファンド）の活用の推進

- 農林漁業者の出資割合（25%超）の取扱いについては、ファンド法附則に基づく見直し（2015年12月目途）の中で **法改正を含め総合的に検討する** こととし、当面は以下のとおり対応。
- 植物工場を含め、合併事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合について、A-FIVEの出資対象。
- 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、**ファンド活用のガイドライン**を示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進。
- **サブファンドの出資割合の引き上げ**、資本性劣後ローンの活用等により、ファンドの活用を推進。

A-FIVEによる植物工場等への支援

- ① 植物工場への出資
加工・流通等の取組と併せて植物工場を整備する場合に出資。

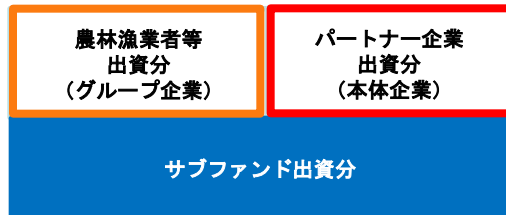


- ② 農業分野への出資
加工・流通等の取組に必要な農業生産について出資。

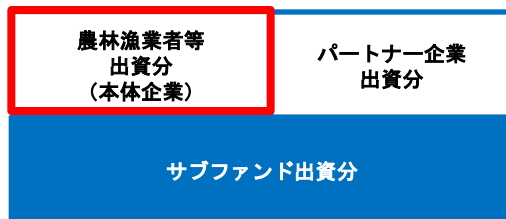
企業によるファンド活用の推進

- ① 農業に参入した企業によるファンド活用の推進

- (i) 農業参入したグループ企業のパートナー企業として参加



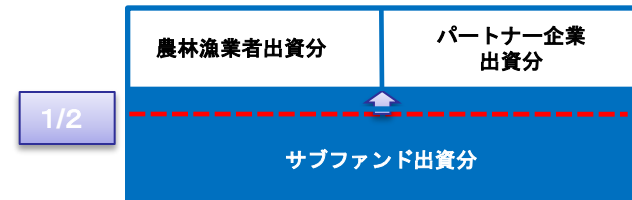
- (ii) リース方式により自ら農業参入し、農業者として参加



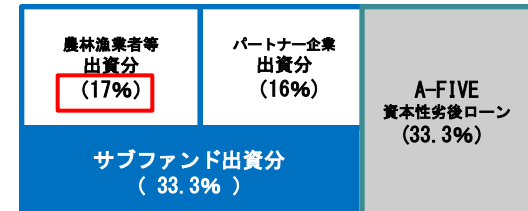
- ② ガイドラインの策定
加工・流通のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ガイドラインを示し出資案件の形成を促進。

多様な資金調達等によるファンド活用の推進

- (i) 一定の条件の下、サブファンドの出資割合の引き上げ



- (ii) 資本性劣後ローンの活用



食文化・食産業のグローバル展開に向けた輸出の促進

- 2020年に日本の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を達成し、その実績を基に、新たに2030年に輸出額5兆円の実現を目指す。
- そのために、
 - ①海外市場に合わせて国内の改革を進めることなどにより輸出環境を整備するとともに、
 - ②オールジャパンで輸出戦略を推進することなどによりジャパン・ブランドを推進する
 - ③また、輸出モデル地区・モデル品目等により、早期に成功事例を創出する。

◆ 輸出環境整備

輸出の弊害となりうる国内・海外の規制等を見直し、輸出先の求める規格の認証体制を強化するとともに、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーン等の輸出環境の整備を図る。

- ◇ EU向けに水産物を輸出するための水産加工場のEU向けHACCP認定について、今後5年間で100件程度の認証が行える体制整備を進める。
- ◇ 既存添加物(クチナシ色素、ベニコウジ色素、ベニバナ色素)として使用されている食品添加物及び国産畜肉エキスについては、国産加工品には広く使用されているものの、欧米で使用が認められていない。加工食品の輸出を促進するため、主要国でも使用が可能になるよう、来年度以降、データ収集等を支援する。
- ◇ 国際的に通用する規格の策定と我が国主導の国際規格づくりに取り組む。(例：GAP等)
- ◇ 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」(6月6日策定)に基づき、産学官が連携し、有望市場であるアジア等を中心に、経済協力を戦略的に活用しつつ、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーン、流通販売網等の輸出環境の整備と輸出体制の構築を推進する。

◆ ジャパン・ブランドの推進

現在、都道府県毎に行っている輸出振興を、ジャパン・ブランドの下に結集し、ブランドを確立する。

- ◇ オールジャパンの輸出促進の全体の司令塔として、「輸出戦略実行委員会」を6月に立ち上げるとともに、来年度以降、順次、品目別輸出団体をオールジャパンの取組として育成・支援。
- ◇ 戦略的に日本食文化を広めるための司令塔として、官民合同のコンソーシアムを創設し日本食文化の魅力発信等による日本食のブランド化や、輸出促進・海外展開のための環境整備、日本食文化を普及する人材育成等を推進。
- ◇ 輸出サポート機能をJETROに集約し、ワンストップサービス化を図るなど機能を強化。

◆ 輸出モデル地区・モデル品目等による成功事例の創出

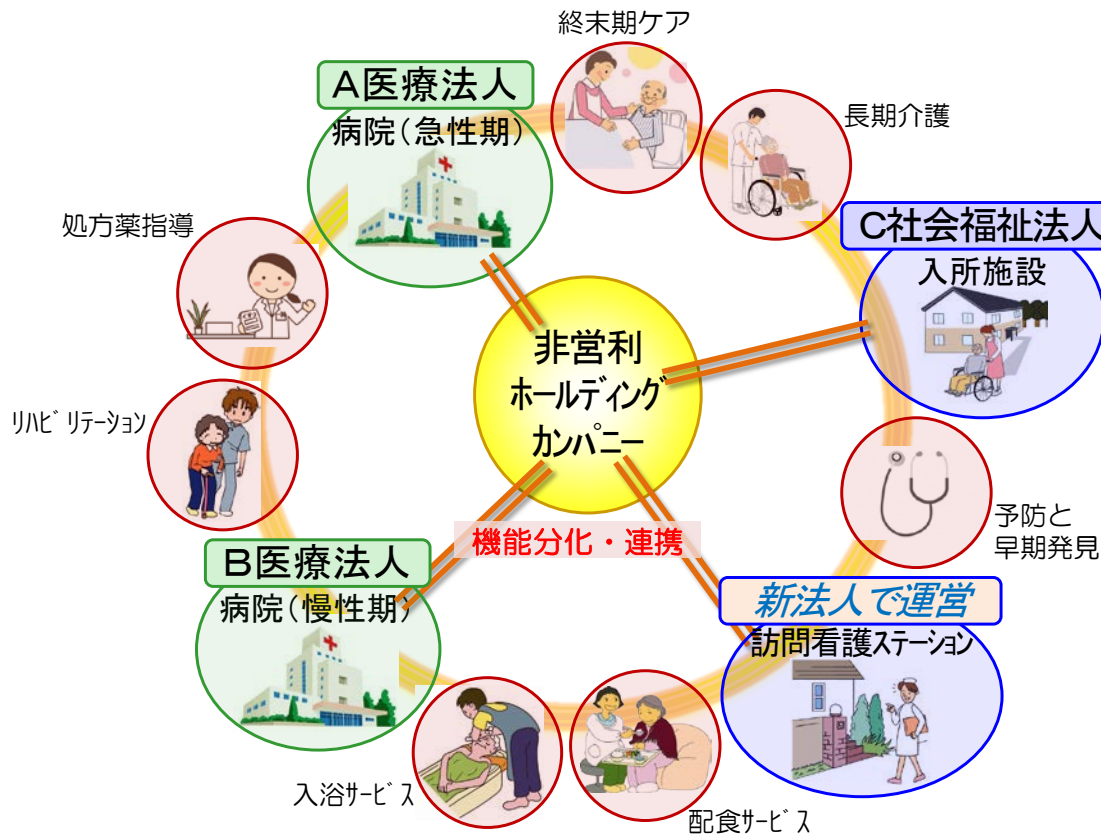
- ◇ HACCP認証、ハラール認証やGLOBALG.A.P.の取得等の輸出環境整備に取り組む地域を輸出モデル地区として支援。
- ◇ 牛肉・茶・水産物等について先行して品目別輸出団体を整備。

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

- 複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設 【2015年中の措置を目指す】
- 当該新法人制度を活用した他病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう必要な制度設計を検討 【2015年度中の措置を目指す】

制度創設のねらい

複数の法人が一体となることで、病床機能分化や医療・介護等の連携が容易になり、急性期医療から在宅介護・生活支援サービスに至る一連のサービスを切れ目なく、体系的に行うことが可能に。



ホールディングカンパニー型法人制度により実現できること

- ・ 医療機器設置、医療事務、仕入れ等の統合や資金調達の一元化による調達コスト抑制等、経営効率化。
- ・ 急性期医療から在宅に至る医療介護サービスを計画的・効率的に配置。
- ・ 職員のキャリアアップパスが拡大。職場の魅力が高まり、医療介護分野の雇用吸収力増加。
- ・ 健康・予防サービス等を行う民間事業者との連携により、公的保険外のヘルスケア産業も活性化。
- ・ 大学病院等の参画を可能とすることで、研究開発、医療イノベーションの促進も期待。

個人に対する健康・予防インセンティブの付与

- 医療保険各法における保険者の保健事業として、一定の基準を満たした加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付などを保険者が選択して行うことができる旨を明示し、その普及を図る
- 個人の健康・予防に向けた取組に応じて、保険者が財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けることを可能とするなどのインセンティブの導入について、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討
【いずれも2015年度中の措置を目指す】

保険者が実施している先進事例

<岡山県総社市国民健康保険における取組>

- ①から③までの要件を満たす世帯に対し、1万円を支給
 - ① 過去1年間、被保険者が保険診療を受けなかった世帯
 - ② 40歳以上の被保険者（特定健康診査の対象者）がいる世帯は、①と同期間中に、対象者全員が特定健康診査を受けた世帯
 - ③ 国民健康保険税を完納している世帯
- ※ 特定健康診査の対象者がいない世帯は、①と③のみが要件



<出光興産健康保険組合における取組>

ウォーキングやジョギングなどの健康づくりに資する活動に対して、健康グッズやスポーツクラブ利用券などと交換できるポイント（ヘルスケアポイント）を付与するとともに、SNS機能を用いた応援や励まし機能を活用した健康管理ツールを用いて、継続的な健康管理や生活習慣の改善を目指す取組の実施

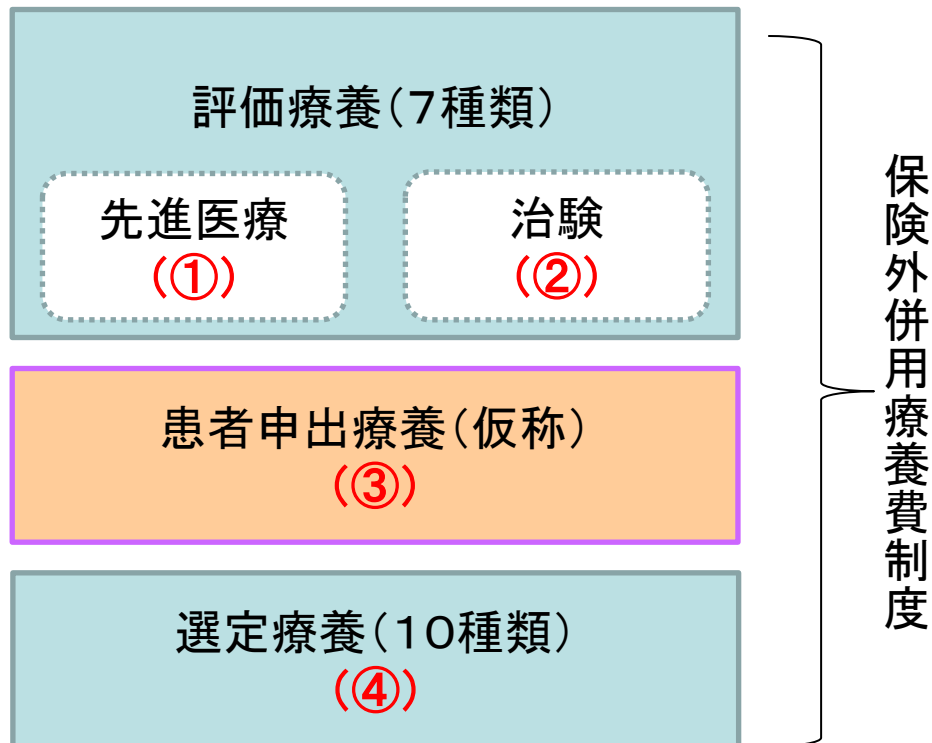


保険外併用療養費制度の大幅拡大

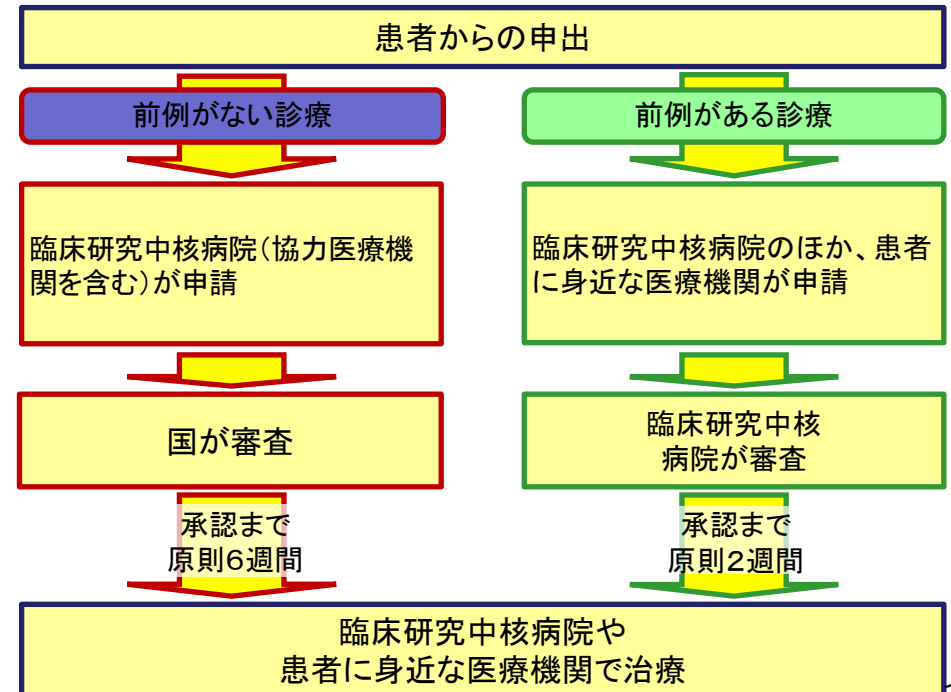
- 先進医療（評価療養※1）の評価を迅速化・効率化（先進医療ハイウェイ構想を再生医療、医療機器にも拡充） **(1)**
【2014年度中に措置】
- 費用対効果分析を試行的に導入し（【2016年度目途】）、費用対効果が低いとされた医療技術について継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組み等を検討
- 治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させるための仕組み（日本版コンパッションエートユース）を導入 **(2)** 【2015年度から開始】
- 患者の治療の選択肢を拡大するべく、患者の申出による新たな保険外併用の仕組み（患者申出療養（仮称））を創設 **(P) (3)** 【次期通常国会に関連法案を提出】
- 選定療養（※2）について、対象の拡充を含めた不断の見直しを行う仕組みを構築 **(4)** 【2014年度中に措置】

※1：将来的な保険導入のための評価を行うもの

※2：特別の療養環境（差額ベッド）等、保険導入を前提としないもの



＜患者申出療養（仮称）のフロー＞



地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームの構築

1 目的

アベノミクスを地域に浸透させるため、地域の直面している

- ① 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成
- ② 地域産業の成長・雇用の維持創出

の2つの施策テーマについて、政府一体となった取組みを推進する。

2 目的を実現する上での課題

- (1) 各省庁で様々な地域活性化施策があるが統合的な運用がなされていない。
- (2) 中央省庁、地方公共団体ともに「タテ割り」であり、共通のプラットフォームがない。
- (3) 必要な施策の改善(政策のボトルネックの解消)、各省の施策のスキ間の解消の仕組みが制度化されていない。

3 新たな支援策に求められる機能

- (1) 新たな「国土のグランドデザイン」との連携
- (2) 地域活性化関連の計画との連携等のワンストップ化
⇒ 各省の所管する地域活性化関連の計画、施策を地域再生法に基づく地域再生計画で統合的に運用
- (3) 地域にとってより使い勝手の良い新たな支援策

→ 地域再生法の改正の検討

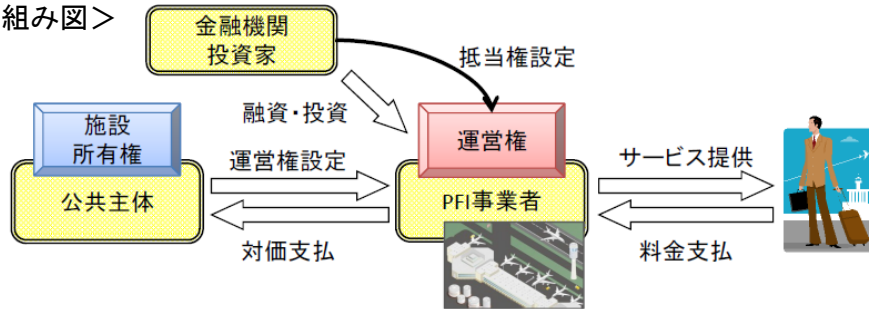
効果的、効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、 新たな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすPPP/PFIの活用促進

＜これまでの主な取組＞

- ・国管理空港等へのコンセッション方式※導入 【2013年7月法律施行】
- ・(株)民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の設立 【2013年10月設立】
- ・都市と高速道路の一体的な再生のための道路法の改正 【2014年5月法律改正】
- ・集中強化期間(今後3年間)における取組方針を策定 【2014年6月PFI推進会議決定】

※施設の所有権を移転せずに、民間事業者に施設の事業運営等に関する権利を長期間にわたって付与する方式

＜仕組み図＞



＜空港の民間委託のイメージ＞

施設等所有	国		民間
運営	管制	滑走路等	空ビル等
	国		三セク等
	↓ 継続 ↓	↓ 運営権の設定 ↓	↓ 譲渡 ↓
	国	民間による一体運営	

＜新たに講じる施策＞

取組方針に基づき、コンセッション方式を活用したPFI事業について、2016年度末までを集中強化期間と位置づけ、以下の施策を推進

○集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示

- ・2022年までの10年間で2～3兆円としている事業規模の目標を集中強化期間に前倒し
- ・重点分野毎の件数目標設定: 空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件

○インセンティブ付与、体制強化

- ・地方公共団体の準備事業等への支援のあり方を検討 【本年度内】
- ・標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントを推進
- ・法務、会計等の専門人材の民間からの登用等を推進

○事業環境整備等

- ・運営権者への公務員の派遣、会計上の処理方法等の課題解消 【本年度内に課題整理】
- ・重点分野における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱いを明確化 【本年夏頃まで】
- ・有料道路事業へのコンセッション方式の導入について早期に法制上の措置